

高圧ガス製造施設等変更明細書（一般則・液石則）

1. 変更の目的

（例）窒素ガスの使用量増加に伴い、CE の送ガス蒸発器及び附属配管を増設する。

2. 製造するガス名

（例）圧縮天然ガス（第二種ガス）、液化窒素（第一種ガス）

3. 変更の内容

（例）送ガス蒸発器および附属配管ならびに安全弁追加（処理能力の増加）

4. 処理能力・貯蔵量

（1）各製造施設の処理能力

設備名・ガス種	変更前 (N m ³ /日)	増減 (N m ³ /日)	変更後 (N m ³ /日)
（例）ガススタンド・LPG	1, 000	+200	1, 200
合 計			

（2）処理能力が増加する変更の場合にあっては、処理能力の計算を以下に示す。

（例）圧縮機の公称能力 $W = 10 \text{ N m}^3/\text{h}$

※処理設備の公称能力の算定については、性能曲線、実証データなどに基づく資料を添付すること。

一般則第2条第1項第18号ロにより 処理能力 $Q = W \times 24 = 10 \times 24 = 240 \text{ N m}^3/\text{日}$

（次ページに続く）

(3) 各製造施設に係る貯蔵量

設備名・ガス種	変更前 (kg・m ³)	増減 (kg・m ³)	変更後 (kg・m ³)
(例) LGC 容器・窒素	1,000kg	-500kg	500kg
合 計			

5. 変更の工事に関する事項

(1) 完成年月日： 年 月 日

(2) 連絡担当者

所属		氏名		電話	
----	--	----	--	----	--

6. 省令で定める技術上の基準とそれに対応する事項 (添付資料等にまとめること。)

7. その他 特記事項※

※高圧ガス製造設備を移設する場合や変更する高圧ガス機器の一部が KHK の詳細基準事前評価品といった特段の事項があれば記載すること。

(例) 変更する高圧ガス製造設備は〇〇会社△△事業所より移設する設備である。

当該設備の使用の経歴や保管状態の記録 (定期自主検査記録や保安検査記録 等) は別紙のとおり。